

## 医学物理士認定制度規程の一部改正について

2014年4月26日

一般財団法人医学物理士認定機構

当機構は医学物理士認定制度規程の一部改正を行い、2014年4月26日から施行します（詳細については、規程改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、認定医学物理教育コース修了者の出願が2014年度医学物理士認定試験より見込まれることから、受験資格に認定医学物理教育コース修了者を新たに加えたものです。

医学物理士認定制度規程新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
(試験)	(試験)
第9条 日本医学物理学会の正会員で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。	第9条 日本医学物理学会の正会員で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。
(1) 機構認定の医学物理教育コースに1年以上在籍する者	(1) 機構認定の医学物理教育コースに1年以上在籍または修了した者
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (同左)
(中略)	
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この規程は2013年2月16日から施行する。	第1条 この規程は2014年4月26日から施行する。
(後略)	